

(証券コード 5584)

2025 年 3 月 12 日

(電子提供措置の開始日 2025 年 3 月 6 日)

株 主 各 位

東京都目黒区東山一丁目 16 番 15 号

Strawberry jams 株式会社

代表取締役社長 出ッ古直美

第 34 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第 34 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://strawberryjams.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR 情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「Strawberry jams」又は「コード」に当社証券コード「5584」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申しあげます。各議案の内容は、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト上の「第 34 期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の通りでございますので、同書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って 2025 年 3 月 26 日（水曜日）午後 6 時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 開催日時 2025 年 3 月 27 日（木曜日）午前 11 時 00 分

2. 開催場所 東京都目黒区東山一丁目 16 番 15 号

Strawberry jams 株式会社 当社本店会議室

3. 目的事項

報告事項

第 34 期（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）事業報告の内容報告
の件

決議事項

第 1 号議案

第 34 期（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）計算書類承認の件

第 2 号議案

取締役 5 名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙について賛否をご表示いただき、2025 年 3 月 26 日（水曜日）午後 6 時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~

- ・ 当日、ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合には、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

2024年1月1日から  
2024年12月31日まで

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日）における我が国経済は、労働環境と所得の向上やインバウンド需要増加を背景に、国内の消費活動や景況感の改善が進みました。一方で、世界的な資源価格の高騰や地政学リスクの高まり、さらに円安や物価上昇の影響が依然として続き、先行き不透明な状況が続いております。

当社の主要な顧客が多く所属するファッション業界では、入国規制緩和によるインバウンド需要増加と商業施設への人の流れの回復など、消費の本格回復を実感するような明るい兆しはある反面、労働力不足やインフレに伴う原材料費・物流費の高騰、さらには急激なトレンドの変化への対応などの懸念材料もあり、業界や顧客の動向について注視が必要な状況であります。

このような環境のもと、当社は、コンサルティングサービスを中心に基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の販売を推進、IT導入補助金を活用した当社クラウドサービスの導入を提案するなどし、顧客の業務効率化を支援しました。しかしながら特に下半期にかけて、当社顧客においても、上述した原材料費・物流費といったコスト上昇を受け、新規投資を控える傾向が強まりました。受注済の売上に関しましては、単価が高い秋冬物の投入時期が記録的な猛暑・酷暑の影響で遅れたこと等で、一部の顧客へのサービスの提供が完了できず、計画していた業績を下回ることとなりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は550,986千円（前期比7.6%減）、営業利益は11,494千円（同37.6%減）、経常利益は10,606千円（同41.6%減）、当期純利益は3,190千円（同53.8%減）となりました。

なお、当社は、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

#### ②設備投資の状況

当事業年度において、新たな設備の投資、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### ③資金調達の状況

当事業年度において、新たな資金調達はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第 31 期<br>2021 年 12 月期 | 第 32 期<br>2022 年 12 月期 | 第 33 期<br>2023 年 12 月期 | 第 34 期<br>(当事業年度)<br>2024 年 12 月期 |
|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売上高 (千円)            | 635,378                | 595,145                | 596,214                | 550,986                           |
| 経常利益 (千円)           | 125,438                | 72,862                 | 18,173                 | 10,606                            |
| 当期純利益 (千円)          | 79,809                 | 50,019                 | 6,899                  | 3,190                             |
| 1 株当たり<br>当期純利益 (円) | 77 円 83 銭              | 48 円 78 銭              | 6 円 73 銭               | 3 円 11 銭                          |
| 総資産 (千円)            | 662,754                | 654,716                | 600,549                | 561,323                           |
| 純資産 (千円)            | 348,421                | 398,441                | 405,340                | 408,531                           |
| 1 株当たり<br>純資産 (円)   | 339 円 79 銭             | 388 円 57 銭             | 395 円 30 銭             | 398 円 41 銭                        |

- (注) 1. 当社は、2023 年 3 月 31 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行いました  
たが、第 31 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純  
利益及び 1 株当たり純資産を算定しております。
2. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出して  
おります。
3. 1 株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出して  
おります。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会社名                                      | 資本金                | 当社の議<br>決権比率 | 主要な事業内容                 |
|------------------------------------------|--------------------|--------------|-------------------------|
| HANOI JAMS STRAWBERRY<br>COMPANY LIMITED | 1,000 百万<br>ベトナムドン | 100.0%       | ファッション業界向け<br>ソリューション事業 |

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「私たちは、お客様に満足していただける環境づくりを通じて日本の発展と繁栄に貢献し、あわせて社員全員の成長をねがいます。」を経営理念とし、基本方針として「お客様第一主義に徹する。」「環境整備日本一を目指す。」を掲げております。

また、「人と人とのネットワークづくり」を基本コンセプトとし、多くの顧客との積極的なコミュニケーションを通じて、ご要望や問題点を的確に把握することにより、満足いただけるソリューションを提供できると確信しております。

これらの経営理念、基本方針並びに基本コンセプトに基づいて事業活動に取り組むにあたり、以下の対処すべき課題があると認識しております。

##### ①顧客ニーズに応える迅速かつ効率的なトータルソリューション提供力の強化

「お客様に満足していただける環境づくりを通じて日本の発展と繁栄に貢献し」と経営理念にあるように、顧客のニーズに応えるトータルソリューション提供力の強化は必要不可欠であります。

当社の顧客であるファッション業界における最大の課題の一つとして在庫リスクが挙げられます。当社が提供する「ICHIGO CLOUD」はITソリューションを軸に効率化とコストカットを可能にする基幹クラウドサービスであります。そのため、ビジネス転換という顧客ニーズに応えるトータルソリューション提供力を強化してまいります。

##### ②収益基盤の強化

当社は、基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の売上を増加させることにより収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するために、さらなる収益基盤の強化が課題であると認識しております。

そのため、今後当社は顧客との積極的なコミュニケーションを通じて顧客の経営課題を抽出し、ITソリューションを中心として、経営課題に対応するソリューションの開発を行い、サービスをさらに進化、提供することで、収益基盤の強化に努めてまいります。

##### ③内部管理体制の強化

当社は現在、成長段階であり、業務の効率化、リスク管理及び情報管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であります。そのため、当社は経営の公正性・透明性を確保するための更なる内部管理体制の強化に取り組んでおり、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化等に努めてまいります。また、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、社内規程の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制の強化に努めてまいります。

##### ④優秀な人材の確保及び育成

当社は、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保及び育成が今後の成長に不可欠であると認識しております。そのため、継続的に優秀な人材を確保するべく様々な働き方が可能となる人事制度を拡充させるとともに、従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2024 年 12 月 31 日現在)

当社は、創業以来「お客様第一主義に徹する。」を基本方針として、顧客のニーズの背景を汲み取り「ICHIGO CLOUD」という IT テクノロジーを用いて無駄な業務を削減し、顧客が本来すべき業務に集中できる環境づくりをサポートするソリューション事業を展開しており、ファッション業界向けソリューション事業を単一セグメントとして、コンサルティングサービスとカスタマーソリューションサービスの 2 つのサービスを中核とし、事業展開を行っております。

当社の顧客は、主にファッション業界の SPA（注）又は将来 SPA を目指す中小規模の製造業者、卸売業者及び小売業者（以下「製造事業者等」という。）であります。

注：SPA (Speciality store retailer of Private label Apparel) とは、ファッション業界において、仕入れ販売をする小売業者が、自社ブランドのオリジナル商品の開発・製造・販売までを一括して行うビジネスモデルを言います。

### < サービスの特徴 >

#### ファッション業界向けソリューション事業

##### ・コンサルティングサービス

コンサルティングサービスでは、ファッション業界の製造事業者等に対し、当社が開発した基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」を提供し、人を増やさず業務効率の向上を図り、売上、利益の向上に貢献するためのコンサルティング業務を提供しております。

コンサルティング業務は、新規顧客の経営層をファッション業界に知見のある営業スタッフが直接訪問し、ヒアリングを通じて経営課題を整理の上、「ICHIGO CLOUD」の提案をするという流れになっております。当社においては、顧客に提案を行うスタッフ自らがソフトウェアの仕様を詳細なレベルまで理解していることに加え、納品するソフトウェアの仕様を開発者（プログラマー）に直接伝えるダイレクトプロセスを遂行しています。これにより社員全員が現場目線に立つことができ、加えて開発、改良業務をすべて内製化していることで効率的に業務を遂行しております。

当社はサービスの初期費用と月額利用料金により収益を得ております。

##### ・カスタマーソリューションサービス

カスタマーソリューションサービスでは、ソリューション推進業務とデリバリー業務を提供しております。

ソリューション推進業務は、Web ショップの運営代行サービスと顧客や若手デザイナーの新ブランド立ち上げサービスであります。またデリバリー業務は、顧客の商品の入出荷管理、事務代行、及び輸入製品の加工業務を請け負っております。

Web ショップの運営代行サービスでは、顧客が使用する「ICHIGO CLOUD」を共有し、商品の撮影、採寸、登録、及びコールセンター業務等を包括的に代行するサービスを提供しております。当社はサービスの運営代行月額利用料により収益を得ております。

顧客や若手デザイナーの新ブランド立ち上げサービスでは、在庫リスクのないビジネスモデルを実現できるサービスを提供しております。顧客や若手デザイナーが商品企画と販促活動に集中し、生地発注やサンプル縫製、Web ショップ運営、量産縫製、出荷などの業務を当社が遂行することで、通常半年かかる行程を 2 ヶ月に短縮しタイムリーに商品を市場に届ける体制が整い、無駄な在庫を抱える必

要がなく受注生産が可能な体制を構築しております。これによりファッション業界の深刻な廃棄問題に直面せず、サステイナブルな活動へとつながると考えております。

デリバリー業務は、顧客向けの物流・デリバリーサービスであります。商品の入出荷に関する管理ニーズに対応するため、商品の受入れ検品、洗濯ネームタグ付、在庫保管、出荷等を行うサービスを提供しております。顧客が使用する「ICHIGO CLOUD」を共有することにより在庫の一元管理を行っているため、顧客からの指示で業務を迅速に行い、出荷までの時間を大幅に短縮することが可能となります。当社は顧客から業務委託費用を得ております。

(6) 主要な営業所 (2024 年 12 月 31 日現在)

① 当社

| 名称          | 所在地    |
|-------------|--------|
| 本社          | 東京都目黒区 |
| 東京サロン       | 東京都渋谷区 |
| 大阪事業所・大阪サロン | 大阪府中央区 |
| 名古屋事業所      | 名古屋市東区 |
| 木場事業所       | 東京都江東区 |
| 福井事業所       | 福井県福井市 |
| 神戸事業所       | 兵庫県神戸市 |

(注) 2024 年 12 月 31 日をもって東京サロン（東京都渋谷区）を閉鎖いたしました。

② 子会社

| 名称                                       | 所在地         |
|------------------------------------------|-------------|
| HANOI JAMS STRAWBERRY<br>COMPANY LIMITED | ベトナム社会主義共和国 |

(7) 使用人の状況 (2024 年 12 月 31 日現在)

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|--------|--------|
| 21 (12) 名 | 3 名減      | 35.8 歳 | 5.6 年  |

(注) 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パート）は 1 人 1 日 8 時間換算による年間の平均雇用人員数を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024 年 12 月 31 日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行    | 31,448 千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 24,740 千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 29,260 千円 |

## 2. 株式の状況

### 株式の状況（2024年12月31日現在）

- ①発行可能株式総数 4,180,000株
- ②発行済株式の総数 1,045,000株（自己株式19,600株を含む）
- ③株主数 5名
- ④大株主

| 株主名        | 持株数      | 持株比率   |
|------------|----------|--------|
| 出ッ古 直美     | 535,700株 | 52.24% |
| 高橋 健       | 470,000株 | 45.84% |
| 丹羽 克裕      | 19,600株  | 1.91%  |
| 株式会社フルカウント | 100株     | 0.01%  |

（注）1. 当社は、自己株式を19,600株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

- （1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                             |              | 第3回新株予約権                             |
|-----------------------------|--------------|--------------------------------------|
| 発行決議日                       |              | 2019年12月26日                          |
| 新株予約権の数                     |              | 100個                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |              | 普通株式 10,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)    |
| 新株予約権の払込金額                  |              | 11,900円                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |              | 新株予約権1個当たり 11,900円<br>(1株当たり 119円)   |
| 権利行使期間                      |              | 2023年12月28日から<br>2029年12月9日まで        |
| 行使の条件                       |              | (注)1                                 |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役（社外取締役除く） | 新株予約権の数 100個                         |
|                             |              | 目的となる株式数 10,000株                     |
|                             |              | 保有者数 2人                              |
|                             | 社外取締役        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人 |

（注）1. 新株予約権行使の条件

- （1）行使条件

①新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下、「権利者」という）について下記（注）2の（1）から（4）までに定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が取締役会決議によって特に行使を認めた場合はこの限りでは



ない。

- ②新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ④権利者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にのみ新株予約権を行使することができる。

(2) 相続

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 2. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は次の(1)から(4)までに基づき新株予約権を取得することができる。当社は、次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には取締役会の決議）が行われたときは、当社は無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 次のいずれかの身分の権利者がその身分の全てを喪失した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
  - ①当社の取締役
  - ②当社の使用人
  - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
  - ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ②権利者が反社会的勢力等であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(注) 3. 2023年3月14日開催の取締役会決議により、2023年3月31日付で普通株式1株を100株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

|                             |                      | 第 4 回新株予約権                               | 第 5 回新株予約権                              |
|-----------------------------|----------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 発行決議日                       |                      | 2021 年 12 月 24 日                         | 2023 年 3 月 30 日                         |
| 新株予約権の数                     |                      | 10 個                                     | 10 個                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                      | 普通株式 1,000 株<br>(新株予約権 1 個につき 100 株)     | 普通株式 1,000 株<br>(新株予約権 1 個につき 100 株)    |
| 新株予約権の払込金額                  |                      | 27,100 円                                 | 37,400 円                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                      | 新株予約権 1 個当たり 27,100 円<br>(1 株当たり 271 円)  | 新株予約権 1 個当たり 37,400 円<br>(1 株当たり 374 円) |
| 権利行使期間                      |                      | 2025 年 12 月 25 日から<br>2031 年 12 月 23 日まで | 2027 年 3 月 31 日から<br>2033 年 3 月 29 日まで  |
| 行使の条件                       |                      | (注) 1                                    | (注) 1                                   |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役<br>除く) | 新株予約権の数 一個                               | 新株予約権の数 10 個                            |
|                             |                      | 目的となる株式数 一株                              | 目的となる株式数 1,000 株                        |
|                             |                      | 保有者数 一人                                  | 保有者数 1 人                                |
|                             | 社外取締役                | 新株予約権の数 10 個                             | 新株予約権の数 一個                              |
|                             |                      | 目的となる株式数 1,000 株                         | 目的となる株式数 一株                             |
|                             |                      | 保有者数 1 人                                 | 保有者数 一人                                 |

(注) 1. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部協力者の地位にあることを要す。ただし、任期満了、又は当社が相応と認める理由による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することはできない。
- (3) 当社の株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200 万円を超えてはならない。

(注) 2. 2023 年 3 月 14 日開催の取締役会決議により、2023 年 3 月 31 日付で普通株式 1 株を 100 株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (2) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状態

##### (1) 取締役及び監査役の状態 (2024 年 12 月 31 日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                         |
|----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 高 橋 健   |                                                                                                      |
| 代表取締役社長  | 出ッ古 直美  |                                                                                                      |
| 取締役      | 小平 紗恵子  | 管理本部長                                                                                                |
| 取締役      | 新 美 里 弥 | ソリューション事業本部長                                                                                         |
| 取締役      | 中 村 昌 典 | 中村法律事務所所長                                                                                            |
| 常勤監査役    | 松 並 重 孝 |                                                                                                      |
| 監査役      | 丹 羽 克 裕 | 丹羽総合会計事務所所長<br>株式会社シャフナーイー・エム・シー監査役<br>社会福祉法人寿心会監事<br>アウマジャパン株式会社監査役<br>世田谷区社会福祉協議会監事<br>有限会社丹羽商店取締役 |
| 監査役      | 宮 直 仁   | 宮直仁公認会計士事務所所長<br>八洲電機株式会社社外取締役 (監査等委員) (非常勤)                                                         |

- (注) 1. 取締役中村昌典氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松並重孝氏、監査役丹羽克裕氏及び監査役宮直仁氏は社外監査役であります。
3. 取締役中村昌典氏は、弁護士であり、法務・労務面及び企業の経営全般に対する知見を有しております。
4. 常勤監査役である松並重孝氏は、八洲電機株式会社等において財務・経理を中心とした管理部門並びに監査役等の豊富な経験を有しております。
5. 監査役丹羽克裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計及び企業の経営全般に対する知見を有しております。
6. 監査役宮直仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計及び企業の経営全般に対する知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、社外取締役及び監査役の全員との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める額としております。

##### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

##### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

| 区分               | 報酬等の<br>総額<br>(千円)  | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 102,132<br>(2,400)  | 102,132<br>(2,400)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 5<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,400<br>(11,400)  | 11,400<br>(11,400)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 113,532<br>(13,800) | 113,532<br>(13,800) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 8<br>(4)              |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年3月26日開催の第28期定時株主総会において、年額330百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2019年3月26日開催の第28期定時株主総会において、年額35百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役中村昌典氏は、中村法律事務所所長を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外監査役丹羽克裕氏は、丹羽総合会計事務所所長、株式会社シャフナーイー・エム・シーの監査役、社会福祉法人寿心会監事、アウマジャパン株式会社の監査役、有限会社丹羽商店取締役及び世田谷区社会福祉協議会監事を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外監査役宮直仁氏は、宮直仁公認会計士事務所所長及び八洲電機株式会社社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏 名   | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                        |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 中村 昌典 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回中 14 回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された 2 回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 監査役 | 松並 重孝 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回中 14 回、監査役会 14 回中 14 回に出席し、複数の企業で監査に携わってきた見地から発言を適宜行っております。加えて、常勤監査役として、社内においても必要な助言、提言を適宜行っております。                                      |
| 監査役 | 丹羽 克裕 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回中 14 回、監査役会 14 回中 14 回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っております。                                                                              |
| 監査役 | 宮 直 仁 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回中 14 回、監査役会 14 回中 14 回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っております。                                                                              |

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制及びその他業務の適正を確保するために必要な体制について、取締役会において以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、内部統制システムの整備を進めております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社で働くすべての役職員等を対象として「コンプライアンス基本方針」、「行動規範」を制定し、その周知徹底を図る。
  - b. リスク管理委員会を設置し、当社のリスク管理及びコンプライアンスを統括する。
  - c. 各部門長がコンプライアンス・オフィサーとなり、コンプライアンスへの取組状況の確保、推進及び違反行為等の未然防止を図る。
  - d. 内部監査担当者は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
  - e. コンプライアンス違反の疑義ある行為等の早期発見や是正措置を図るために、内部通報制度を運用する。
  - f. 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対応し、一切の利益を供与しない。また、警察当局、外部専門機関又は顧問弁護士等との緊密な連携を確保する。
  - g. 財務報告の適正性を確保するため、「経理規程」、その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び運用を実施する。
  - b. 取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 各種リスクの統括責任者及び責任者、継続的な把握、監視、報告の方法及び監視機関であるリスク管理委員会の設置等、リスク管理体制を定めた「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定する。
  - b. リスク管理は各部門が行うほか、リスク管理委員会が当社全体の横断的な管理を行う。
  - c. 内部監査担当者は、業務を分掌する各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - b. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度ごとに予算を立案して、その目標に向け具体案を立案、実行する。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を取締役会にて協議し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - a. 監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲内で監査役の職務を補助する従業員を配置する。
  - b. 監査役の職務を補助する従業員は、監査役を補助する職務に専念する。
  - c. 前号の従業員は、当該業務に従業する場合、監査役の指示に従い職務を行うものとし、当該業務を遂行するために取締役等の指示を受けないものとする。
  - d. 前号の従業員の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - a. 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。
  - b. 監査役は重大な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会のほか、その他必要と認められる会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行にかかる重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人等にその説明を求める。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査役は「監査役監査基準」に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席及び内部監査担当者との連携・意見交換等を行う。
  - b. 監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれに定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行う。
- ⑧ 財務報告の信頼性と適正性を確保する体制

財務報告の信頼性と適正性を重視し、財務報告の基本方針に基づき、適正な財務諸表の開示及び透明かつ健全な企業経営を実践する。
- ⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
  - a. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。
  - b. 「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、すべての役員及び従業員に対して周知徹底を図るとともに、反社会的勢力の介入を防止するため警察当局、外部専門機関又は顧問弁護士等との緊密な連携を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 月1回の定時取締役会を含め14回の取締役会を開催して経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行の適法性を確保しました。
- ② 監査役は、取締役会などの重要な社内会議に出席するほか、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告、事業所及び子会社の監査その他の調査等を通じて取締役の業務執行に対する監査を行いました。常勤監査役は稟議書などの書類を閲覧し、随時内部監査部門から活動状況及び内部監査の結果等の報告を受け、意見交換を行い、連携を図りました。
- ③ コンプライアンスについては「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」、「公益通報外部窓口運用基準」により、管理職への教育、部下への周知徹底を図るとともに、内部通報窓口を設けて法令違反等の未然防止に努めてまいりました。



# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |         | 負 債 の 部           |         |
|-------------|---------|-------------------|---------|
| 科 目         | 金 額     | 科 目               | 金 額     |
| 流 動 資 産     | 517,564 | 流 動 負 債           | 91,413  |
| 現金及び預金      | 464,877 | 買 掛 金             | 1,295   |
| 売 掛 金       | 17,274  | 1年内返済予定の長期借入金     | 32,904  |
| 仕 掛 品       | 914     | 未 払 費 用           | 9,781   |
| 前 払 費 用     | 35,570  | 前 受 金             | 23,370  |
| そ の 他       | 1,599   | 未 払 金             | 12,542  |
| 貸倒引当金       | △2,671  | 未 払 法 人 税 等       | 2,680   |
| 固 定 資 産     | 43,758  | 未 払 消 費 税 等       | 8,015   |
| 有 形 固 定 資 産 | 9,059   | そ の 他             | 824     |
| 建物附属設備      | 14,907  | 固 定 負 債           | 61,378  |
| 機械装置及び運搬具   | 10,253  | 長 期 借 入 金         | 52,544  |
| 工具、器具及び備品   | 19,557  | 繰 延 税 金 負 債       | 3,271   |
| 減価償却累計額     | △35,658 | そ の 他             | 5,563   |
| 無 形 固 定 資 産 | 5,319   | 負 債 の 部 合 計       | 152,792 |
| ソフトウェア仮勘定   | 5,319   | 純 資 産 の 部         |         |
| 投資その他の資産    | 29,379  | 株 主 資 本           | 408,531 |
| 関係会社株式      | 4,790   | 資 本 金             | 88,000  |
| 保険積立金       | 8,000   | 資 本 剰 余 金         | 35,832  |
| 差入保証金       | 16,347  | 資 本 準 備 金         | 21,986  |
| そ の 他       | 241     | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 13,845  |
|             |         | 利 益 剰 余 金         | 288,093 |
|             |         | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 288,093 |
|             |         | 繰越利益剰余金           | 288,093 |
|             |         | 自 己 株 式           | △3,394  |
|             |         | 純 資 産 の 部 合 計     | 408,531 |
| 資 産 の 部 合 計 | 561,323 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 561,323 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

2024 年 1 月 1 日から  
2024 年 12 月 31 日まで

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 550,986 |
| 売上原価         | 185,035 |
| 売上総利益        | 365,951 |
| 販売費及び一般管理費   | 354,457 |
| 営業利益         | 11,494  |
| 営業外収入        | 62      |
| 受取利息         | 120     |
| 売却益          | 7       |
| 雑収入          | 189     |
| 営業外費用        | 1,005   |
| 支払利息         | 72      |
| 雑損           | 1,077   |
| 経常利益         | 10,606  |
| 特別損益         | 0       |
| 固定資産除却損      | 0       |
| 税引前当期純利益     | 10,606  |
| 法人税・住民税及び事業税 | 3,304   |
| 法人税等調整額      | 4,111   |
| 当期純利益        | 3,190   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔 2024 年 1 月 1 日から  
2024 年 12 月 31 日まで 〕

(単位：千円)

|                                                   | 株 主 資 本 |           |                  |                 |                  |          |                | 純資産<br>合計 |
|---------------------------------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|------------------|----------|----------------|-----------|
|                                                   | 資本金     | 資本剰余金     |                  |                 | 利益剰余金            | 自己<br>株式 | 株主<br>資本<br>合計 |           |
|                                                   |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益<br>剰余金 |          |                |           |
|                                                   |         |           |                  |                 | 繰越<br>利益<br>剰余金  |          |                |           |
| 当 期 首<br>残 高                                      | 88,000  | 21,986    | 13,845           | 35,832          | 284,902          | △3,394   | 405,340        | 405,340   |
| 当 期 変<br>動 額                                      |         |           |                  |                 |                  |          |                |           |
| 当 期 純<br>利 益                                      |         |           |                  |                 | 3,190            |          | 3,190          | 3,190     |
| 株 主 資<br>本 以 外<br>の 項 目<br>の 当 期<br>変 動 額<br>(純額) |         |           |                  |                 |                  |          |                |           |
| 当 期 変<br>動 額 合<br>計                               | —       | —         | —                | —               | 3,190            | —        | 3,190          | 3,190     |
| 当 期 末<br>残 高                                      | 88,000  | 21,986    | 13,845           | 35,832          | 288,093          | △3,394   | 408,531        | 408,531   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

(2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |   |
|-----------|--------|---|
| 建物附属設備    | 4 ～ 18 | 年 |
| 機械装置及び運搬具 | 12     | 年 |
| 工具、器具及び備品 | 5 ～ 6  | 年 |

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上するほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、ファッション業界向けソリューション事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関しては、以下のように区分しております。それぞれの区分における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① コンサルティングサービス

当社が提供する基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の初期費用と月額利用料に係る収入、並びにパソコンやPOS 機器等の周辺機器販売等で構成されております。

基幹クラウドサービスは、サブスクリプション型のサービスであり、顧客ごとに提供モデルを構築し納品しております。初期費用は、当該提供モデルの構築並びに導入コンサルティング等の対価として顧客から受領するものであり、顧客による検収が完了した時点で、当該サービスに対する支配は顧客が獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

月額利用料に係る収入は、基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の利用料であります。顧客は、契約期間にわたり、基幹クラウドサービスを利用する権利を有し、当社は、契約期間にわたり、基幹クラウドサービスを顧客に提供する履行義務を負っているため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

また、パソコンやPOS 機器等の周辺機器販売等については、顧客との販売契約に基づいて、商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品を引き渡し、顧客の検収が完了した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、周辺機器の販売のうち、代理人に該当すると判断したものは、商品等と交換に受取る額から、他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

##### ② カスタマーソリューションサービス

当社が提供する Web ショップを顧客に代わり運営する代行サービス、及びデリバリー業務として請け負っている顧客の商品の入出荷管理、事務代行及び輸入製品の加工業務等により構成されております。これらのサービスについては、いずれも顧客の依頼を受け役務の提供を行い、依頼を受けた業務が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (繰延税金資産の回収可能性)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金負債 | 3,271 千円 |
|--------|----------|

※なお、上記繰延税金資産は、繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を慎重に検討した上で繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎として算定しており、その主要な仮定は、翌事業年度における既存契約の継続及び新規契約の獲得に関する予測であります。

既存契約については、主として月額制のサービス提供業務であることを踏まえ、過年度からの継続状況を勘案して継続の可能性が高いと予測しております。新規契約の獲得については、顧客との交渉状況を勘案した上で契約獲得の確度を判断しております。

なお、上記の主要な仮定について、将来の国内外の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| 短期金銭債権 | 5,052 | 千円 |
| 短期金銭債務 | 1,016 | 千円 |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|       |        |    |
|-------|--------|----|
| 売上原価  | 57,000 | 千円 |
| 支払手数料 | 38     | 千円 |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 1,045,000 株 |
|------|-------------|

#### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 19,600 株 |
|------|----------|

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、金融機関からの借入を行っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主にオフィスの賃借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備資金であり、金融機関からの借入により調達しております。返済日は決算日後最長で3年後であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、「与信管理規程」に基づき、営業債権について、営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当事業年度末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### (ロ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、手許流動性の維持を目的として、当社管理本部において、年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手許流動性推移を月次ベースで検証し、流動性リスクを管理しております。

##### (ハ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当の金融商品はありません。

#### ④金融商品の時価などに関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### ⑤信用リスクの集中

当事業年度末日現在における営業債権のうち25.4%が特定の大口顧客に対するものであります。



## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 12 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

|       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------|------------------|------------|------------|
| 長期借入金 | 85,448           | 83,956     | △1,491     |

※1 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等

| 区分    | 貸借対照表計上額(千円) |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 4,790        |

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分                    | 時価(千円) |        |      |        |
|-----------------------|--------|--------|------|--------|
|                       | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定を含む) | —      | 83,956 | —    | 83,956 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 借入金の決済日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 長期借入金 | 32,904       | 32,904              | 19,640              | —                   | —                   |
| 合計    | 32,904       | 32,904              | 19,640              | —                   | —                   |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |        |    |
|-----------------------|--------|----|
| 未払事業税                 | 59     | 千円 |
| 未払事業所税                | 378    |    |
| 未払賞与                  | 268    |    |
| 貸倒引当金                 | 872    |    |
| 資産除去債務                | 1,924  |    |
| 電話加入権評価損              | 274    |    |
| 減損損失                  | 778    |    |
| 破産更生債権                | 2,071  |    |
| ソフトウェア                | 1,253  |    |
| その他                   | 644    |    |
| 繰延税金資産小計              | 8,526  |    |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △8,304 | 千円 |
| 評価性引当金小計              | △8,304 |    |
| 繰延税金資産合計              | 221    | 千円 |

### 繰延税金負債

|                 |        |    |
|-----------------|--------|----|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △726   | 千円 |
| 倒産防止共済          | △2,767 |    |
| 繰延税金負債小計        | △3,493 | 千円 |
| 繰延税金負債純額        | △3,271 | 千円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

| 種類   | 会社等の名称                                      | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係      | 取引の<br>内容              | 取引金額<br>(千円) | 科目              | 期末残高<br>(千円)    |
|------|---------------------------------------------|----------------------------|--------------------|------------------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 関連会社 | HANOI JAMS<br>STRAWBERRY<br>COMPANY LIMITED | (所有)<br>直接 100.0           | ソフトウェア開発<br>業務等の委託 | ソフト<br>ウェア<br>の開発<br>等 | 57,038       | 前払費用<br><br>未払金 | 5,000<br><br>38 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、子会社における費用等を勘案して決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

|                  | 売上高 (千円) |
|------------------|----------|
| コンサルティングサービス     | 430,427  |
| カスタマーソリューションサービス | 120,559  |
| 顧客との契約から生じる収益    | 550,986  |
| 外部顧客への売上高        | 550,986  |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

|                      | 当事業年度 (千円) |
|----------------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 19,235     |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 15,778     |
| 契約負債 (期首残高)          | 28,859     |
| 契約負債 (期末残高)          | 23,370     |

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に、契約負債は、貸借対照表上、「前受金」に計上しております。

契約負債は、主に将来の時点において履行義務が充足される基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の初期費用、将来の期間にわたって履行義務が充足される月額利用料に係る収入等について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首時点での契約負債に含まれていた金額は20,906千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

|         | 当事業年度（千円） |
|---------|-----------|
| 1年以内    | 18,612    |
| 1年超2年以内 | 4,757     |
| 2年超3年以内 | —         |
| 合計      | 23,370    |

10. 1株当たり情報に関する注記

|                |     |   |    |   |
|----------------|-----|---|----|---|
| (1) 1株当たり純資産額  | 398 | 円 | 41 | 銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3   | 円 | 11 | 銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年3月4日

Strawberry jams 株式会社

監査役会

常勤監査役 松並 重孝 ⑩

監 査 役 丹羽 克裕 ⑩

監 査 役 宮 直仁 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

第34期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項の定めにより、当社第34期の計算書類の承認をお願いするものであります。

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容につきましては、添付書類（17頁から29頁）に記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきまして、法令及び定款に従い、会社の財産状況及び損益の状況を正しく示しているものと認めております。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもちまして、任期満了となります。

つきましては、下記のとおり社外取締役1名を含む、取締役候補者5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |                                       | 所有する<br>当社<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|--------------------|
| 1         | <div>たかはし けん</div> <div>高橋 健</div> <div>(1962年5月8日)</div> <div>再任</div>    | 1992年1月            | 株式会社ウィンネットワークシステム（現当社）設立<br>代表取締役社長就任 | 470,000<br>株       |
|           |                                                                            | 2016年6月            | ネクストピーチ株式会社<br>（現当社）代表取締役会長<br>就任（現任） |                    |
| 2         | <div>でつこ なおみ</div> <div>出ツ古 直美</div> <div>(1968年1月21日)</div> <div>再任</div> | 1992年1月            | 株式会社ウィンネットワークシステム（現当社）入社              | 535,700<br>株       |
|           |                                                                            | 1994年5月            | 同社取締役就任                               |                    |
|           |                                                                            | 2015年4月            | ネクストピーチ株式会社<br>（現当社）取締役就任             |                    |
|           |                                                                            | 2016年6月            | ネクストピーチ株式会社<br>（現当社）取締役社長就任           |                    |
|           |                                                                            | 2018年3月            | ネクストピーチ株式会社<br>（現当社）代表取締役社長<br>就任（現任） |                    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                    |                                                                         | 所有する<br>当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3         | <small>こだいら さえこ</small><br>小平 紗恵子<br>(1979 年 7 月 5 日)<br>再任     | 2005 年 4 月<br>2021 年 3 月<br>2021 年 4 月                | 株式会社ウィンネットワー<br>クシステム（現当社）入社<br>当社取締役就任<br>当社取締役管理本部長就任<br>（現任）         | 一株                 |
| 4         | <small>にいみ さとみ</small><br>新美 里弥<br>(1976 年 1 月 19 日)<br>再任      | 2002 年 11 月<br>2021 年 3 月<br>2021 年 4 月               | 株式会社ウィンネットワー<br>クシステム（現当社）入社<br>当社取締役就任<br>当社取締役ソリューション<br>事業本部長就任（現任）  | 一株                 |
| 5         | <small>なかむら まさのり</small><br>中村 昌典<br>(1967 年 5 月 31 日)<br>社外 再任 | 1997 年 4 月<br>1997 年 4 月<br>2001 年 10 月<br>2020 年 4 月 | 弁護士登録（東京弁護士会）<br>北・木村法律事務所入所<br>中村法律事務所開設 所長<br>就任（現任）<br>当社社外取締役就任（現任） | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者出ッ古直美氏は、当社の大株主であり親会社等に該当しま  
す。
3. 中村昌典氏は、社外取締役の候補者であります。
4. 中村昌典氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士であり、法務・労務  
面及び企業の経営全般に対する知見を有しており、当該知見を活かして取  
締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであり  
ます。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員  
候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的、中立的立場で関与いた  
だく予定です。
- なお同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験  
はありませんが、上記の理由により社外役員としての職務を適切に遂行が  
できるものと判断しております。
5. 当社は中村昌典氏との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令  
に定める限度額に限定する契約を締結しております。同氏が再任された場  
合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。
6. 中村昌典氏は、現在当社社外取締役であります。その在任期間は本総会  
終結の時をもって 5 年になります。

以上